

# サステナビリティ情報の開示をめぐる 欧州地域における動向

ひじかた

土方 まりこ

交通経済研究所主任研究員

## 1 はじめに

国連が提唱した責任投資原則に基づく ESG（環境、社会、ガバナンス）投資の伸展を背景として、企業によるサステナビリティ情報の開示に向けたルールの整備が世界各地で進められてきた。

本稿では、そうした取組の一端をなしている欧州連合（EU）による政策について、わが国との比較も交えて概観する。

## 2 わが国における現状

わが国では、2023年1月31日に「企業内容

等の開示に関する内閣府令」等が改正・施行されたことに伴い、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載する欄が有価証券報告書と有価証券届出書に新設された。これにより、有価証券報告書を提出している企業は、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」という4つの構成要素に基づき、サステナビリティ情報を開示する義務を負うこととなった。

具体的には、表1に示した通り、サステナビリティ全般についての「ガバナンス」と「リスク管理」を開示することが求められている。また、人的資本についても、「戦略」と「指標及び目標」に関する情報を開示しなければならない。

表1 「サステナビリティに関する考え方及び取組」への記載事項

ガバナンス	すべての企業が開示	サステナビリティ関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンス体制
戦略	企業が重要性を認めた場合に開示	サステナビリティ関連のリスクや機会に対処するための取組
	すべての企業が開示	人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針
リスク管理	すべての企業が開示	サステナビリティ関連のリスクや機会を識別・評価・管理するためのプロセス
指標及び目標	企業が重要性を認めた場合に開示	サステナビリティ関連のリスクや機会に関する実績を評価・管理するために用いる情報
	すべての企業が開示	（上記の「戦略」において記載した）人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標に基づく目標・実績

出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（2023年1月31日）」等をもとに作成

一方、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による提言に従い、すでに多くの交通事業者も情報を開示している気候変動への対応については、企業自身が重要性を認めるならば情報を開示すべきとして、必ずしも義務化していない。この点からもうかがえるように、わが国におけるサステナビリティ情報開示をめぐる規律は、総体的には柔軟さを備えた内容となっている。

### 3 EUによる規律

欧州地域においても、2018年以降、EUの「非財務情報開示指令（NFRD）」に基づき、環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止等に関する情報の開示が、従業員500人超の企業に対して義務づけられてきた。

しかし、開示基準が統一されていなかったため、情報としての信頼性や企業間における比較可能性が限定的であった。そこで、2022年11月、新たに「企業持続可能性報告指令（CSRD）」を採択するとともに、表2に示したような内容

からなり、強制力を有する「欧州持続可能性報告基準（ESRS）」も策定し、規律の厳格化を図っている。

すなわち、CSRDの適用対象となる企業は、ESRS 1とESRS 2が規定する情報開示の原則に従い、サステナビリティ全般について、「ガバナンス」、「戦略」、「インパクト・リスク・機会の管理」、「指標及び目標」の4要素をマネジメントレポート（年次報告書）に開示する義務を負う。

また、環境、社会、ガバナンスの3つのトピックごとに設けられた全10分野（ESRS E1～ESRS G1）についても、上記の4要素ごとに開示項目が詳細に規定され、企業自身が重要性を認めた場合には、当該分野の情報を開示しなければならない。かつ、この重要性の判断に際しては、わが国とは異なり、サステナビリティ関連の課題が自社の財政状態や経営成績に与える影響のみならず、自社の事業活動が社会や環境に及ぼす影響をも考慮することが要請される。

表2 ESRSの全体像

横断的 ESRS		ESRS 1	全般的開示要求事項	情報開示の原則を規定
		ESRS 2	全般的開示事項	
トピック別 ESRS	環境	ESRS E1	気候変動	「ガバナンス」、「戦略」、「インパクト・リスク・機会の管理」、「指標及び目標」を開示すべき分野
		ESRS E2	汚染	
		ESRS E3	水及び海洋資源	
		ESRS E4	生物多様性及び生態系	
		ESRS E5	資源利用及び循環経済	
	社会	ESRS S1	自社従業員	
		ESRS S2	バリューチェーン内の労働者	
		ESRS S3	影響を受けるコミュニティ	
		ESRS S4	消費者及びエンドユーザー	
	ガバナンス	ESRS G1	事業活動	

出所：「Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772」等をもとに作成

その上で、重要ではないと判断した分野については、情報開示を省略することができるが、ESRS E1「気候変動」に限っては、そのように判断した理由を詳細に説明しなければならない。ここからは、2050年までの気候中立を目指すためのEUの成長戦略である「欧州グリーンディール」の一翼を担う法令として、脱炭素を志向する域内の企業に世界中からの投資をより多く呼び込むことにより、EU経済の持続可能な成長の達成に資するというCSRDやESRSに付与された役割が読み取れる。ちなみに、「気候変動」について開示すべき情報の大枠は、表3に示した通りであるが、その具体的な項目には、自社の事業活動に関連して他社から排出される温室効果ガス（スコープ3）の削減目標も含まれている。さらには、わが国においては必須とされていない、監査法人等による第三者保証も受ける必要がある。

CSRDの前身であるNFRDの対象となっていた上場企業は、2024年1月1日以降にスタートする会計年度から上述のような開示に対応し、2025年より報告を行わなければならない。今後

においても、企業の規模や本社の所在地等に応じて段階的に適用対象が拡大され、サステナビリティ情報の開示義務を負う企業数は、従前の1万社あまりから5万社ほどへと大幅に増大することになる。

## 4 おわりに

EU域内における事業活動に携わる場合を除き、わが国の交通事業者がCSRDやESRSへの対応を直接的に要請されることはない。ただし、サステナビリティ情報の開示に関するルールは、国境を越えて活動する投資家からのニーズに応えるべく、他地域において適用されている有力な基準との整合性を確保することが志向される等、国際的な潮流を織り込みながら整備されていくことになる。

つまり、EUによる政策が域外における規律のあり方に影響を及ぼしていく可能性も想定されることから、わが国の交通事業者も、欧州地域における動向には十分な注意を払っておくべきであろう。

表3 「気候変動」について開示すべき情報の大枠

E1-1	気候変動の緩和への移行計画
E1-2	気候変動の緩和と適応に関する方針
E1-3	気候変動方針に関連する行動とリソース
E1-4	気候変動の緩和と気候変動への適応に関する目標
E1-5	エネルギー消費量と構成
E1-6	温室効果ガスのスコープ1、2、3排出量及び総排出量
E1-7	カーボンクレジットによる温室効果ガス除去・緩和プロジェクト
E1-8	内部炭素価格制度
E1-9	重要な物理的・移行リスク及び潜在的な気候関連機会から予想される財務的影響

出所：「Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772」等をもとに作成